

国際連合国際商取引法委員会

United Nations Commission on International Trade Law (UNCITRAL)。

国際商取引に関する各国法の相違が、円滑な取引の障害になっているという認識のもとに、国際商取引に関する法の漸進的調和及び統一を促進することを職務内容として、1966年に国連総会によって設置された委員会。国際的私法統一のための中心的機関となっている。総会で選任された36か国(任期6年、3年ごとに半数改選)の構成国からなる。メンバーシップは、地理的、経済的及び法的相違を考慮して、それぞれアフリカ9、アジア7、東欧5、ラテンアメリカ6及び西欧9か国に割り振られている。日本は、委員会の創立以来のメンバーとして参加している。事務局は国連法務部国際商取引課であり、ウィーンに置かれている。

委員会における作業は三つの作業部会に分かれて行われ、各作業部会は委員会の全構成国の代表からなる。総会及び作業部会はウィーンとニューヨークで交互に開催され、いずれにも、委員会の非構成国及び関係国際機関がオブザーバーとして参加できることになっている。法学者や法律家等の専門家が、非政治的、専門的な討議によって審議を行なうことが同委員会の特色の一つとなっている。

委員会の活動の主な成果は次のとおりである。第1に、国際売買関係では、国際物品売買における時効に関する条約(1974年ニューヨークで採択、1988.8.1発効)及び国際物品売買に関する国際連合条約(1980年ウィーンで採択、1988.1.1発効)、第2に、国際運送の分野では、国際連合海上物品運送(1978年ハンブルグで採択、1992.11.1発効)、第3に、国際商事仲裁の分野では、UNCITRAL 仲裁規則(1976年採択)、UNCITRAL 調停規則(1980年採択)及び国際商事仲裁に関する UNCITRAL モデル法(1980年採択)、第4に、国際的支払に関しては、国際為替手形及び国際約束手形に関する国連条約(1988年ニューヨークで採択)及び国際振込に関する UNCITRAL モデル法(1992年ニューヨークで採択)、第5に、電子的データ交換(EDI)及び電子商取引(EC)の分野では、電子商取引に関する UNCITRAL モデル法(1996年ニューヨークで採択)、第6に、国境を越えた倒産問題については、国際倒産に関する UNCITRAL モデル法(1997年ニューヨークで採択)がある。

[野村美明]